

市道の認定について

市道を次のように認定する。

熊本市長 大 西 一 史

議案番号	路線名	起 点		重要な 経過地
		終 点		
議第 56 号	八幡5丁目 第2号線	南区八幡5丁目221番1	地先	
		南区八幡5丁目216番6	地先	
議第 57 号	八幡5丁目 第3号線	南区八幡5丁目217番3	地先	
		南区八幡5丁目229番8	地先	
議第 58 号	護藤町 第49号線	南区護藤町2301番12	地先	
		南区護藤町2301番20	地先	
議第 59 号	護藤町八分字 町 第2号線	南区護藤町741番1	地先	
		南区八分字町1583番27	地先	
議第 60 号	八分字町 第41号線	南区八分字町1583番39	地先	
		南区八分字町1583番28	地先	
議第 61 号	並建町 第17号線	南区並建町845番6	地先	
		南区並建町845番13	地先	
議第 62 号	並建町 第18号線	南区並建町845番7	地先	
		南区並建町845番5	地先	
議第 63 号	榎津 第27号線	南区富合町榎津255番9	地先	
		南区富合町榎津255番15	地先	
議第 64 号	今吉野 第23号線	南区城南町今吉野1302番5	地先	
		南区城南町今吉野1302番16	地先	
議第 65 号	東阿高 第40号線	南区城南町東阿高778番65	地先	
		南区城南町東阿高778番63	地先	

議案番号	路線名	起 点		重要な 経過地
		終 点		
議第 66 号	出水7丁目	中央区出水7丁目247番4	地先	
	第74号線	中央区出水7丁目247番5	地先	
議第 67 号	西梶尾町	北区西梶尾町630番1	地先	
	第20号線	北区西梶尾町631番13	地先	
議第 68 号	桜木6丁目	東区桜木6丁目348番3	地先	
	第10号線	東区桜木6丁目333番	地先	
議第 69 号	河内	西区河内町河内1468番1	地先	
	第23号線	西区河内町河内1454番94	地先	
議第 70 号	薄場1丁目	南区薄場1丁目46番1	地先	
	第6号線	南区薄場1丁目97番1	地先	
議第 71 号	莎崎	南区富合町莎崎628番4	地先	
	第26号線	南区富合町莎崎638番	地先	
議第 72 号	戸島6丁目	東区戸島6丁目267番3	地先	
	第6号線	東区戸島6丁目1716番1	地先	
議第 73 号	戸島町	東区戸島町552番1	地先	
	第144号線	東区戸島町623番1	地先	
議第 74 号	鶴羽田町改寄町	北区鶴羽田町540番5	地先	
	第1号線	北区改寄町1640番1	地先	
議第 75 号	池上町	西区池上町1281番1	地先	
	第57号線	西区池上町1239番7	地先	
議第 76 号	池上町	西区池上町2442番2	地先	
	第58号線	西区池上町2471番46	地先	
議第 77 号	池上町	西区池上町2617番2	地先	
	第59号線	西区池上町2413番1	地先	
議第 78 号	池上町	西区池上町1180番1	地先	
	第60号線	西区池上町2442番2	地先	
議第 79 号	谷尾崎町	西区谷尾崎町408番1	地先	
	第36号線	西区谷尾崎町1360番	地先	

議案番号	路線名	起 点		重要な 経過地
		終 点		
議第 80 号	谷尾崎町	西区谷尾崎町 1 4 8 6 番 1	地先	
	第 4 0 号線	西区谷尾崎町 1 3 5 3 番 1	地先	
議第 81 号	花園 7 丁目	西区花園 7 丁目 1 1 3 9 番 3	地先	
	第 1 2 6 号線	西区花園 7 丁目 1 1 5 2 番 1	地先	
議第 82 号	花園 7 丁目	西区花園 7 丁目 1 6 8 1 番 3	地先	
	第 1 2 7 号線	西区花園 7 丁目 2 5 0 0 番 2	地先	
議第 83 号	花園 7 丁目	西区花園 7 丁目 2 5 0 0 番 2	地先	
	第 1 2 8 号線	西区花園 7 丁目 2 5 0 3 番	地先	
議第 84 号	花園 7 丁目 5 丁目	西区花園 7 丁目 1 5 3 2 番	地先	
	第 1 号線	西区花園 5 丁目 6 0 1 番 1	地先	
議第 85 号	花園 5 丁目	西区花園 5 丁目 1 2 2 番	地先	
	第 3 2 号線	西区花園 5 丁目 1 2 8 番	地先	
議第 86 号	花園 2 丁目	西区花園 2 丁目 8 8 番	地先	
	第 6 号線	西区花園 2 丁目 8 番 1	地先	
議第 87 号	上熊本 2 丁目	西区上熊本 2 丁目 6 3 9 番 1 0	地先	
	花園 5 丁目 第 2 号線	西区花園 5 丁目 5 4 3 番 1	地先	
議第 88 号	花園 5 丁目	西区花園 5 丁目 6 1 5 番	地先	
	第 3 3 号線	西区花園 5 丁目 7 9 2 番	地先	
議第 89 号	花園 5 丁目 7 丁目	西区花園 5 丁目 7 9 9 番 2	地先	
	第 1 号線	西区花園 7 丁目 1 8 7 番 1	地先	
議第 90 号	池亀町上熊本 3 丁目	西区池亀町 7 0 3 番 1	地先	
	第 1 号線	西区上熊本 3 丁目 3 9 番 8	地先	
議第 91 号	上熊本 3 丁目	西区上熊本 3 丁目 3 2 番 1	地先	
	第 1 6 号線	西区上熊本 3 丁目 3 8 番 3	地先	
議第 92 号	花園 5 丁目	西区花園 5 丁目 3 7 6 番 1	地先	
	第 3 4 号線	西区花園 5 丁目 4 3 5 番 1	地先	
議第 93 号	花園 5 丁目	西区花園 5 丁目 5 5 3 番 2	地先	
	第 3 5 号線	西区花園 5 丁目 5 6 2 番 1	地先	

議案番号	路線名	起 点		重要な 経過地
		終 点		
議第 94 号	花園 5 丁目 第 36 号線	西区花園 5 丁目 388 番	地先	
		西区花園 5 丁目 580 番	地先	
議第 95 号	花園 5 丁目 第 37 号線	西区花園 5 丁目 502 番	地先	
		西区花園 5 丁目 570 番 1	地先	
議第 96 号	花園 2 丁目 5 丁目 第 1 号線	西区花園 2 丁目 302 番	地先	
		西区花園 5 丁目 481 番	地先	
議第 97 号	花園 2 丁目 4 丁目 第 2 号線	西区花園 2 丁目 2 番 3	地先	
		西区花園 4 丁目 193 番 3	地先	
議第 98 号	花園 2 丁目 第 7 号線	西区花園 2 丁目 18 番 1	地先	
		西区花園 2 丁目 6 番 1	地先	
議第 99 号	花園 4 丁目 2 丁目 第 1 号線	西区花園 4 丁目 93 番 1	地先	
		西区花園 2 丁目 47 番	地先	
議第 100 号	上熊本 3 丁目 第 17 号線	西区上熊本 3 丁目 9 番 1	地先	
		西区上熊本 3 丁目 9 番 1	地先	
議第 101 号	上熊本 3 丁目 花園 1 丁目 第 2 号線	西区上熊本 3 丁目 13 番	地先	
		西区花園 1 丁目 57 番	地先	
議第 102 号	花園 5 丁目 第 38 号線	西区花園 5 丁目 507 番 1	地先	
		西区花園 5 丁目 488 番 1	地先	
議第 103 号	花園 5 丁目 第 39 号線	西区花園 5 丁目 467 番 1	地先	
		西区花園 5 丁目 485 番	地先	
議第 104 号	花園 3 丁目 2 丁目 第 1 号線	西区花園 3 丁目 480 番 1	地先	
		西区花園 2 丁目 149 番	地先	
議第 105 号	花園 3 丁目 第 13 号線	西区花園 3 丁目 489 番 1	地先	
		西区花園 3 丁目 490 番 1	地先	
議第 106 号	島崎 6 丁目花 園 3 丁目 第 2 号線	西区島崎 6 丁目 124 番 1	地先	
		西区花園 3 丁目 135 番	地先	
議第 107 号	花園 3 丁目 第 14 号線	西区花園 3 丁目 337 番 7	地先	
		西区花園 3 丁目 678 番	地先	

議案番号	路線名	起 点		重要な 経過地
		終 点		
議第108号	花園3丁目	西区花園3丁目324番3	地先	
	第15号線	西区花園3丁目391番3	地先	
議第109号	花園3丁目	西区花園3丁目380番7	地先	
	第16号線	西区花園3丁目438番	地先	
議第110号	花園3丁目	西区花園3丁目309番1	地先	
	第17号線	西区花園3丁目417番	地先	
議第111号	島崎6丁目	西区島崎6丁目127番6	地先	
	第20号線	西区島崎6丁目126番1	地先	
議第112号	島崎6丁目	西区島崎6丁目123番1	地先	
	第21号線	西区島崎6丁目117番5	地先	
議第113号	島崎6丁目5丁目	西区島崎6丁目324番1	地先	
	第2号線	西区島崎5丁目125番1	地先	
議第114号	島崎6丁目4丁目	西区島崎6丁目82番1	地先	
	第1号線	西区島崎4丁目373番	地先	
議第115号	島崎5丁目	西区島崎5丁目36番2	地先	
	第57号線	西区島崎5丁目30番1	地先	
議第116号	島崎5丁目	西区島崎5丁目38番1	地先	
	第58号線	西区島崎5丁目51番1	地先	
議第117号	島崎6丁目	西区島崎6丁目89番25	地先	
	第22号線	西区島崎6丁目89番15	地先	

(提出理由)

次の事由に伴う市道認定について、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第39条の規定に基づく管理帰属
- (2) 地元要望
- (3) 管理引継

- (4) 河川改修
- (5) 一部廃止
- (6) 道路整備